

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙会発第76号、丙総発第12号
令和6年3月29日
警察庁長官官房長

支出等関係文書の管理の徹底について(通達)

支出関係文書並びに財産、物品及び債権の管理に係る文書(以下「支出等関係文書」という。)は、予算執行並びに財産、物品及び債権の管理を適正かつ円滑に行う上で、欠くことのできないものであり、他の文書にも増して適正な管理が求められることから、「支出等関係文書の管理の徹底について」(平成31年3月27日付け警察庁丙会発第17号ほか。以下「旧通達」という。)により、紛失・誤廃棄の防止に努めてきたところである。

このたび、引き続き支出等関係文書の管理を徹底するため、所要の見直しを行い、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、都道府県警察費のうち、国がその一部を補助することとなるもの以外の経費に関する支出等関係文書については、各都道府県警察における行政文書の管理に関する規程に定めるところによるほか、本通達に準じて、管理を徹底することとされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 対象文書

本通達の対象となる文書は、支出等関係文書のうち、紙で保存する文書とする。

なお、電磁的記録として保存する支出等関係文書については、警察庁にあっては「警察庁における行政文書の管理に関する訓令」(平成23年警察庁訓令第9号)並びに「警察庁行政文書管理要領」(令和6年3月29日付け警察庁丙総発第9号別添)及び「警察庁行政文書ファイル保存要領」(令和6年3月29日付け警察庁丙総発第10号別添)に、都道府県警察にあっては各都道府県警察における行政文書の管理に関する規程に定めるところによるほか、本通達の趣旨を踏まえ、適切に管理すること。

2 支出等関係文書の保存方法等

(1) 他の文書と区分した保存

支出等関係文書は、専用のキャビネット等において、他の文書と区分して保存するものとする。ただし、捜査費に係る現金の出納に関する簿冊及び捜査費証拠書類(以下「捜査費関係文書」という。)については、5に定めるところ

による。

(2) 支出等関係文書の表示

支出等関係文書をまとめたファイルには、保存期間、保存期間の満了する日のほか、支出等関係文書である旨を表示するものとする。

(3) 廃棄可能年度別の色分け表示

支出等関係文書をまとめたファイルには、廃棄可能年度（保存期間の満了する日が属する年度の翌年度をいう。）の別を色分けして表示するものとする。

3 支出等関係文書の廃棄

(1) 所属長による廃棄の事前決裁

保存期間が満了した支出等関係文書を廃棄しようとするときは、事前に所属長の決裁を受けるものとする。

(2) 立会人による廃棄文書の確認

支出等関係文書の廃棄時には、誤廃棄防止のため必要な数の立会人を置き、廃棄実施者とともに、当該文書が廃棄されるべきものであることを確認させるものとする。

(3) 文書廃棄を一斉に実施する場合の実施時期

会計年度で管理する支出等関係文書と暦年で管理する他の文書を混同し、保存期間満了前の支出等関係文書を誤廃棄する事案を防止するため、文書廃棄を一斉に実施する場合には、4月1日以降に実施するものとする。

4 支出等関係文書の点検等

(1) 所属における点検

各所属における支出等関係文書の管理状況については、次の要領で点検を行うものとする。

ア 定期点検

毎年度1回以上定期的に点検を行うものとする。

イ 事務室移転時等の点検

事務室、庁舎の移転又は所掌事務の移管等に伴い、支出等関係文書を移動する場合には、その前後に点検を行うものとする。

ウ 随時点検

ア及びイの点検のほか、必要があると認める場合には、随時、点検を行うものとする。

(2) 特異事案の報告

点検等により、支出等関係文書の紛失又は誤廃棄その他の特異事案を認めた場合には、速やかに警察庁長官官房会計課長に報告を行うものとする。

(3) 会計監査における点検

会計監査実施時には、対象所属における支出等関係文書の管理状況について、本通達に定める措置が適切にとられているか点検を行うものとする。

5 捜査費関係文書の厳格な管理

支出等関係文書のうち、捜査費関係文書については、上記によるほか、特別の措置が講じられていない限り、各所属において、施錠できる専用のキャビネット等で保存するものとする。

6 指導・教養の充実

支出等関係文書の紛失・誤廃棄等を防止するため、平素から各所属の関係職員に対し、支出等関係文書の重要性及び具体的な管理方法等について、必要な指導・教養を行うものとする。また、学校教養等各種教養時においても、支出等関係文書の管理に関する教養の充実を図るものとする。